

川崎市立学校児童生徒結核対策会議要綱

(目的)

第1条 川崎市立学校に在籍する児童生徒の結核について、全般的事項を協議し、結核検診の実施状況の把握や精密検査の対象となった児童生徒の管理指導の充実を図るため、川崎市立学校児童生徒結核対策会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める

(協議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 結核検診の実施に関する事。
- (2) 精密検査対象児童生徒の事後措置や管理指導に関する事。
- (3) 患者発生時の対応に関する事。
- (4) その他、結核対策全般に関する事。

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 川崎市医師会
- (2) 学校医部会
- (3) 結核専門医
- (4) 学校長
- (5) 養護教諭
- (6) 健康福祉局関係職員
- (7) 事務局及び関係職員

ただし、委員の数については各区分の選出団体と協議のうえ決定する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を研究協議するため必要があると認めるときは、会議に臨時の委員を置くことができる。

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、毎年4月1日から翌3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長・副委員長は、会議の委員の中から互選により選出する。

- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。
- 5 委員長が、辞任その他の事由により欠けた場合には、副委員長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会学校教育部健康教育課において処理する。

附則

この要綱は、平成15年2月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。